〇貨物自動車運送事業者が令和6年能登半島地震の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について(令和6年5月14日付け国自貨第67号、国自安第11号、国自情第27号、国自整第37号) ※本文のみ

70.174.07	
改正	現行
制 定 令和6年5月14日 国自貨第 67号	制 定 令和6年5月14日 国自貨第 67号
国自安第 11 号	国自安第 11 号
国自情第 27 号	国自情第 27 号
国自整第 37 号	国自整第 37 号
一部改正 令和7年3月31日 国自貨第750号	
<u>国自安第 199 号</u>	
<u>国自情第 314 号</u>	
<u>国自整第 260 号</u>	
	l l

令和6年能登半島地震における復旧・復興事業に際し、被災地域(<u>災害救助法(昭和22年法律第118号)</u>の適用を受けた地域。以下同じ。)における貨物運送の需要は著しく大きいものとなっている。現在、貨物自動車運送事業者は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。)に基づき、運転者を144時間以内に一度、所属営業所に戻す必要があるが、被災地域における業務を中断せざるを得なくなることから同告示の特例措置が必要とされているところである。

よって、輸送の安全を確保する同告示は堅持しつつ被災地域の一刻も早い復旧・復興を実現するため、貨物自動車運送事業者が既存の営業所(以下「配車元営業所」という。)に配置する事業用自動車及び当該自動車に乗務する運転者(以下「車両等」という。)を臨時的に被災地域に設ける拠点(以下「被災地拠点」という。)に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例として下記の取扱いによることとしたので事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。なお、「令和6年能登半島地震による一般貨物自動車運送事業者の営業所損壊等被害下における支援物資等の一時的な輸送体制確保のための臨時の活動拠点設置の特例について(令和6年1月5日付け事務連絡)及び

令和6年能登半島地震における復旧・復興事業に際し、被災地域(<u>災害救助</u>法の適用を受けた地域。以下同じ。)における貨物運送の需要は著しく大きいものとなっている。現在、貨物自動車運送事業者は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成 13 年国土交通省告示第 1365 号。以下「勤務時間等基準告示」という。)に基づき、運転者を 144 時間以内に一度、所属営業所に戻す必要があるが、被災地域における業務を中断せざるを得なくなることから同告示の特例措置の創設が必要とされているところである。

よって、輸送の安全を確保する同告示は堅持しつつ被災地域の一刻も早い復旧・復興を実現するため、貨物自動車運送事業者が既存の営業所(以下「配車元営業所」という。)に配置する事業用自動車及び当該自動車に乗務する運転者(以下「車両等」という。)を臨時的に被災地域に設ける拠点(以下「被災地拠点」という。)に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例として下記の取扱いによることとしたので事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。なお、「令和6年能登半島地震による一般貨物自動車運送事業者の営業所損壊等被害下における支援物資等の一時的な輸送体制確保のための臨時の活動拠点設置の特例について(令和6年1月5日付け事務連絡)及び

「令和6年能登半島地震を踏まえた 144 時間ルールの取扱いについて」(令和 6年2月9日付け国自安第133号)は本通達の施行をもって廃止する。

記

- 1・2 (略)
- 3.特例措置の適用を受ける場合の配車車両に係る運行管理及び車両管理は、 次により行うこと。
  - (1) (略)
- (2) 配車車両の運転者に対し、次のいずれかの方法によりアルコール検知器 を用いて確実に点呼を実施すること。
  - (ア) 被災地拠点において貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条に規定 する点呼※を実施すること。
    - ※対面による点呼、遠隔点呼、自動点呼、IT 点呼又は運行上やむを得 ない場合には電話その他の方法による点呼
  - (イ) 運行上やむを得ない場合以外であって、業務前後の点呼において (ア) の実施が困難な場合については、業務前後において、配車元営 業所の運行管理者又は補助者(以下「運行管理者等」という。)が電 話その他の方法による点呼を実施し、併せて他の自動車運送事業者に 属する者(補助者の選任要件を満たす者であって、かつ、本取扱いに 係る業務を行うことについて、当該配車元営業所に係る事業者と申合 せがなされている他の自動車運送事業者に属する者に限る。以下同 じ。)により当該点呼を受けた運転者の疾病、疲労、飲酒等の状態に ついて、対面又は遠隔点呼機器、自動点呼機器若しくはIT点呼機器に よる確認を受け、当該点呼を実施した運行管理者等は、その確認結果 について、確認を行った者から報告を受け、記録すること。

(3)~(5) (略)

- 車元営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局(以下「運輸支局等」という。) へ届出するものとする。
- (1)・(2) (略)

「令和6年能登半島地震を踏まえた 144 時間ルールの取扱いについて」(令和 6年2月9日付け国自安第133号)は本通達の施行をもって廃止する。

記

1•2 (略)

- 3. 特例措置の適用を受ける場合の配車車両に係る運行管理及び車両管理は、 次により行うこと。
- (1) (略)
- (2) 配車車両の運転者に対し、次のいずれかの方法によりアルコール検知器 を用いて確実に点呼を実施すること。
  - (ア) 被災地拠点において貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条に規定 する点呼※を実施すること。
    - ※対面による点呼、遠隔点呼、業務後自動点呼、IT 点呼又は運行上や むを得ない場合には電話その他の方法による点呼
  - (イ) 運行上やむを得ない場合以外であって、業務前後の点呼において (ア) の実施が困難な場合については、業務前後において、配車元営 業所の運行管理者又は補助者(以下「運行管理者等」という。)が電 話その他の方法による点呼を実施し、併せて他の自動車運送事業者に 属する者(補助者の選任要件を満たす者であって、かつ、本取扱いに 係る業務を行うことについて、申合せがなされている事業者に属する 者に限る。以下同じ。)により当該点呼を受けた運転者の疾病、疲労、 飲酒等の状態について、対面による確認を受け、当該点呼を実施した 運行管理者等は、その確認結果について、確認を行った者から報告を 受け、記録すること。

(3)~(5) (略)

- 4.特例措置の適用を開始、変更又は廃止しようとする事業者は、次により配|4.特例措置の適用を開始、変更又は廃止しようとする事業者は、次により配 車元営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局(以下「運輸支局等」という。) へ届出するものとする。
  - (1)・(2) (略)

- (3) 届出書(廃止する場合を除く)には、以下の書面を添付すること。
  - (ア)・(イ) (略)
  - (ウ) 3. (2) (イ)の取扱いをする場合は他の<u>自動車運送事業者</u>との申合せ書(別添様式3)
- (4) (略)
- 5 (略)
- 6. 運輸支局等は、違反行為を防止するために次の措置を行うこと。
  - (1) (略)
- (2) 被災地拠点管轄運輸支局においては、年度末に当該事業者が2.及び3. 各号を適切に実施しているか実態を把握するため、事業者が被災地拠点に配置した運行管理者等、被災地拠点において遠隔点呼、自動点呼、IT 点呼若しくは運行上やむを得ない場合に電話その他の方法による点呼を実施した配車元営業所の運行管理者等又は当該事業者の運転者に対して疾病、疲労、飲酒等の状態の確認を行った他の自動車運送事業者に属する者に、自主点検表(別添様式4)により事業の点検を行わせ、翌年度の4月30日までに被災地拠点管轄運輸支局に提出させること。
- (3) 被災地拠点管轄運輸支局は(2)の実態を把握し、輸送の安全確保及び事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある場合にあっては、被災地拠点に配置した運行管理者等又は他の自動車運送事業者に属する者に対し、法令遵守事項等について報告させ、呼出等により必要な指導を行うとともに、配車元営業所を管轄する運輸支局等に情報提供すること。

(4)~(6) (略)

7~9 (略)

10. 本通達による取扱いは、令和8年3月31日までとする。

附則

1~2 (略)

- (3) 届出書(廃止する場合を除く)には、以下の書面を添付すること。(ア)・(イ) (略)
  - (ウ) 3. (2) (イ) の取扱いをする場合は他の<u>事業者</u>との申合せ書(別 添様式3)
- (4) (略)
- 5 (略)
- 6. 運輸支局等は、違反行為を防止するために次の措置を行うこと。
- (1) (略)
- (2) 被災地拠点管轄運輸支局においては、年度末に当該事業者が2.及び3. 各号を適切に実施しているか実態を把握するため、事業者が被災地拠点に配置した運行管理者若しくは補助者、被災地拠点において遠隔点呼または IT 点呼を実施した配車元営業所の運行管理者等又は他の自動車運送事業者 に属する者に、自主点検表(別添様式4)により事業の点検を行わせ、翌年度の4月30日までに被災地拠点管轄運輸支局に提出させること。
- (3) 被災地拠点管轄運輸支局は(2)の実態を把握し、輸送の安全確保及び事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある場合にあっては、被災地拠点に配置した<u>運行管理者若しくは補助者</u>又は他の自動車運送事業者に属する者に対し、法令遵守事項等について報告させ、呼出等により必要な指導を行うとともに、配車元営業所を管轄する運輸支局等に情報提供すること。

(4)~(6) (略)

7~9 (略)

10. 本通達による取扱いは、<u>令和7年</u>3月31日までとする。

附則

1~2 (略)